



栃木県公報

平成25年
12月19日(木)
号外
第85号

目次

人事委員会

○職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部改正..... 1

人事委員会

栃木県人事委員会規則第二十二号

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月十九日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中「町有瀬畔巻」を「2549-28」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年十二月二十日から施行する。